

「保育のごあんない 平成30年度用」 追加・訂正表

平成29年12月1日現在

(仮称)経堂四丁目保育施設(P11、15、24)認可保育園名の変更のお知らせ
(変更前)

保育園名	電話番号
(仮称)経堂四丁目保育施設	(3482-5513)



(変更後)

保育園名	電話番号
祖師谷わかば保育園千歳船橋分園あおば	5799-6801

「生活クラブ保育園ばむ・砦」(P12、20)分園変更に伴う変更のお知らせ

平成30年4月より「(仮称)砦二丁目保育施設(砦2-11)」の分園に変更することに伴い、次のとおり変更します。

		変更前	変更後 平成30年4月以降
P12	開所時間	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時15分～ 午後6時15分
P12	延長保育時間	午後6時30分～ 午後8時30分	午後6時15分～ 午後7時15分
P20	延長保育定員	5名程度(2時間延長)	3名程度(1時間延長)
その他	土曜保育		本園(砦二丁目保育施設)で 保育します。

保育料の軽減制度 (P51)

保育料の多子軽減制度等の拡充について

平成29年度における国の多子世帯・ひとり親世帯等への保育料負担軽減拡充に伴い、世田谷区においても、一定未満の税額の多子世帯及びひとり親等世帯に対する保育料負担軽減を拡充します。

拡充した負担軽減制度の適用にあたり、原則、手続きは不要ですが、対象であることを区で確認できない場合は、申出書等の提出が必要になります。対象となる世帯は、以下のとおりです。

(1) 多子世帯に対する保育料負担軽減

世帯の住民税所得割課税額が0円の世帯 保育料の階層ではB2が該当になります

所得割課税額が0円の世帯について、第2子の保育料を無償化します。きょうだいの数え方は、所得割課税額が57,700円未満の多子世帯と同様です。

(2) ひとり親等世帯(ひとり親世帯または同一世帯に障害児(者)のいる世帯)に対する保育料負担軽減

世帯の住民税所得割課税額が77,101円未満の世帯 保育料の階層ではD4以下が目安になります

所得割課税額が77,101円未満の世帯で、ひとり親世帯または同一世帯に障害者(児)のいる世帯について、平成28年度より第1子の保育料を半額とする負担軽減を実施しています。

半額後の保育料が3歳児未満で9,000円、3歳児以上で6,000円を超える場合は、その金額を保育料の上限とします。

保育ママ 所在地一覧表 (P65)

- ・No.4「金子直美」とNo.6「松田佐和子」の2名の保育ママは平成30年3月31日をもって保育ママ事業を廃止します。

認証保育所 所在地一覧表 (P67)

- ・No.8「ベビールーム三軒茶屋」の定員が28名に変更になりました。

認証保育所 新規開設 (P68)

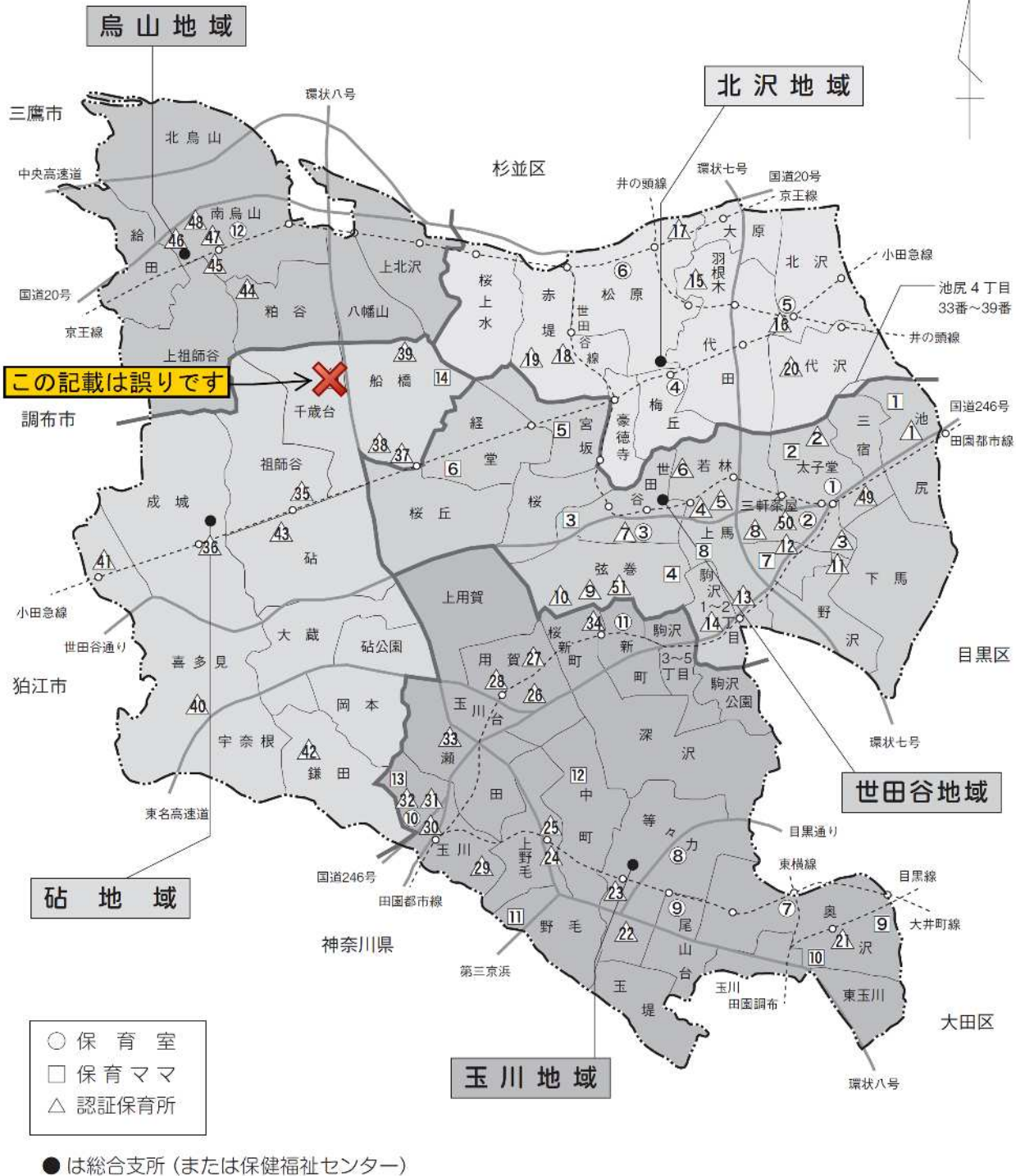
- ・No.49「(仮称)三茶こっこ保育園」の施設は、平成29年11月1日に開設しました。

保育施設名	定員	対象年齢	所在地	電話番号	開所時間
三茶こっこ保育園	27	生後57日 ~2歳児	太子堂1-12-40 グレート王寿ビル2階	5787-6250	午前 7:30 ~ 午後 8:30

地図 (P 6 9) ・千歳台にある △50 の記載は誤りです。

地図

保育室・保育ママ・認証保育所 所在地



幼稚園等の預かり保育の一部訂正

(1) 区立幼稚園 (P 7 7)

- ・ × 教育時間 保育時間

(4) 園独自による私立幼稚園 (P 7 9)

- ・ × 「 の預かり保育とは別に～ 」 「(2)(3) の預かり保育とは別に～ 」
P 7 8 に記載の (2) 国制度による私立認定こども園 (3) 区独自制度による私立幼稚園と私立認定こども園の預かり保育とは別の預かり保育について、(4) で示しています。